

目 次

序 章	1
第1章 都市計画の目標	5
1 西牟婁圏域の特徴と課題、及び将来の見通し	5
1-1 特徴と課題	5
1-2 将来の見通し	7
2 都市づくりの基本理念	10
2-1 集約拠点ネットワーク型のまちづくり	10
2-2 交流による活力あるまちづくり	11
2-3 安全・安心な（南海トラフ地震等を見据えた）まちづくり	12
2-4 環境共生のまちづくり	13
2-5 ひと・コミュニティを育むまちづくり	14
第2章 都市計画などの方針	16
1 都市計画区域及び区域区分の方針	16
1-1 都市計画区域の指定の方針	16
1-2 準都市計画区域の指定の方針	17
1-3 区域区分の有無及び方針	17
1-3-1 区域区分の有無の検討	18
2 主要な都市計画などの決定方針	19
2-1 土地利用に関する方針	19
2-1-1 基本的な考え方	19
2-1-2 用途地域の指定の方針	20
2-1-3 主要な用途の配置の方針	21
2-1-4 その他の土地利用の方針	24
2-2 都市施設（供給処理施設、教育・文化施設、厚生・福祉施設）の整備に関する方針	26
2-2-1 基本的な考え方	26
2-2-2 基本方針	27
2-2-3 主要な施設の配置方針	28
2-3 交通に関する方針	29
2-3-1 基本的な考え方	29
2-3-2 基本方針	30
2-3-3 主要な施設の配置の方針	31

2-4 自然的環境に関する方針.....	33
2-4-1 基本的な考え方	33
2-4-2 基本方針	35
2-5 市街地整備に関する方針.....	37
2-5-1 基本的な考え方	37
2-5-2 基本方針	38
2-6 景観形成に関する方針.....	39
2-6-1 基本的な考え方	39
2-7 災害に関する方針.....	40
2-7-1 基本的な考え方	40
2-8 協働に関する方針.....	41
2-8-1 基本的な考え方	41
第3章 都市計画区域外について	42
1 まちづくりの視点	42

(注) 語尾表現について

本計画は、和歌山県が作成していますが、内容については市町村、民間が主体となって進めていくべき事項も記述しています。このため、本方針の語尾は、「誰が主体となって実現していくのか」また、「どれくらい実現に向け進んでいるのか」がわかるように表現を統一しています。

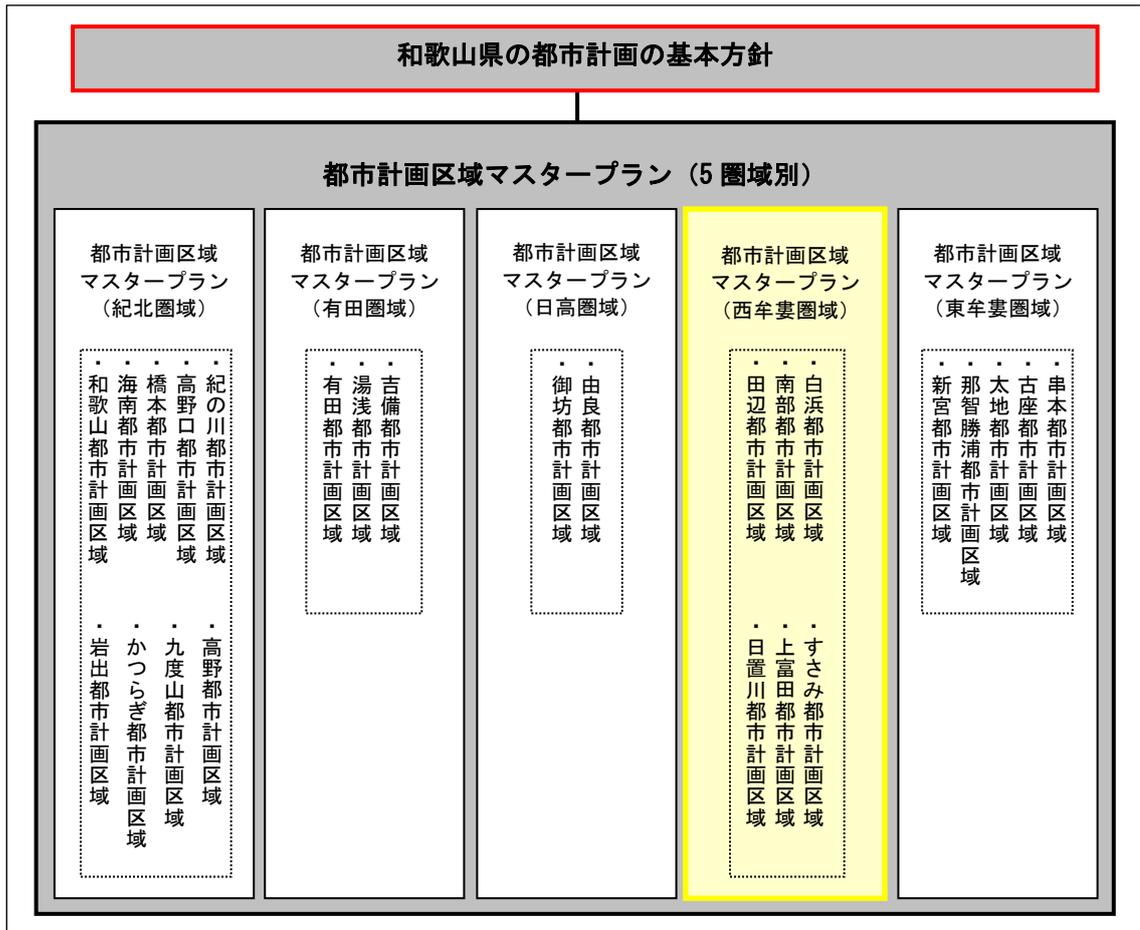
実現に向けての進捗状況	主体		
	県	市町村	民間
既に実現しているもの	～行っていきます。		～誘導します。 ～支援します。
今後、確実に実現していくもの	～推進します。	～促進します。	
実現に向け、今後調整を図っていくもの	～に努めます。	～促します。	
県・市町村・民間が互いに協力しながら実現していくもの	～を図ります。～を進めます。		

本計画は、西牟婁圏域^{※1}の都市計画の方針を示しています。

構成

和歌山県都市計画マスタープランは、「和歌山県の都市計画の基本方針」、5 圏域別の「都市計画区域マスタープラン」で構成されています。

このうち、本計画は、対象範囲を西牟婁圏域として、都市計画の基本的な考え方を示した「都市計画区域マスタープラン（西牟婁圏域）」となります。



※1 西牟婁圏域：西牟婁圏域は、田辺市・みなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町の1市4町を対象にしています。

内容

本計画は、西牟婁圏域を対象としており、第1章・第2章では圏域の将来像・基本理念、及びこれを実現するための都市計画の基本的な考え方や、都市計画と比較的関連が深い政策の方針を示しています。

また、第3章では、都市計画区域以外についてのまちづくりの考え方を示しています。

策定手順

本計画は、別冊「和歌山県の都市計画の基本方針」に示す県全体の考え方を受けて策定した西牟婁圏域の計画です。

■圏域図



序 章

和歌山県都市計画マスタープランの基本事項

計画の目的

都市は、これまで人口・産業が集積し、膨張し続けてきました。しかし、人口減少・超高齢社会の到来、地域環境への関心や意識の高まりなど、社会経済の状況は大きく変化してきています。いわば、都市化の時代から安定・成熟した都市型社会への移行を迎えています。更に、東日本大震災や紀伊半島大水害等の教訓を踏まえ、南海トラフ地震等を見据えた、あらゆる自然災害への適切な対応が求められるようになっていきます。

和歌山県は、この都市の転換期に対応した新たな都市計画を進めるため、長期的・広域的な視野に立った都市の将来像や、これの実現に向けての基本的な方向性を示す和歌山県都市計画マスタープランを策定しました。

なお、これまで圏域別、都市計画区域別にマスタープランをそれぞれ策定していましたが、広域調整の役割を一層充実させるため、各都市計画区域内の方針を含む5圏域別のマスタープランを策定し、都市計画法第6条の2（平成13年5月改正）に定められた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、平成27年5月に都市計画決定しました。この都市計画決定¹した計画は、都市計画施策に関する基本的方針を示すものとして、今後の都市計画決定、変更²に反映されます。

計画の特徴

和歌山県では、23の市町に25の都市計画区域を指定しており、それぞれの市町が、地域の実情に応じた独自の都市計画²を行っています。

この計画は、これらの都市計画に共通する方向性を示しており、各市町村が互いに協調しながら進めなければならない都市計画の骨格を示しています。

計画の内容

この計画は、一市町村^{いち}や一都市計画区域^{いち}を越えた広域の見地から都市の将来像、土地の利用、道路・公園等の整備についての考え方を示しています。

¹都市計画決定：都市計画法に基づく計画として認められ、計画の実施に際しては、他法令からも担保されます。

²独自の都市計画：都市計画区域をもつ市町では、より地域に密着した見地から、創意工夫の下に都市計画の方針を定める市町都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2）を策定し、地域の実情に応じた都市計画を進めています。なお、この市町村マスタープランは、都市計画決定の必要はありません。

目標年次は 10 年後（2025 年）

この計画は、20 年後（2035 年）の将来を見据えながら、道路、公園や市街地の整備等の概ね 10 年後（2025 年）の整備目標を示しています。

計画の見直し

この計画は、目標年次である 10 年後（2025 年）を目途に、都市計画基礎調査等の結果を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

また、この計画は、策定時 2015 年（平成 27 年）にある程度見通しが可能な事項について記載しています。このため、計画期間内であっても、策定後に確定した事項、あるいは社会情勢の変化とともにまちの構造が変化し、計画を変更する必要が生じた事項については、改訂を行います。

計画の対象

地方分権改革の進展や市町村合併などにより、市町村の役割が増大するとともに行政区域の広域化が進んでいます。一方で、地方都市での依然とした自動車社会の進展、観光による地域振興の高まりへの対応が求められています。

地域の主体性を尊重しつつも、都市間のより緊密な連携による県土の発展をめざして、広域的な観点からの交通政策、各種施設の立地、適切な土地利用の誘導など広域調整の強化を進めるため、計画の対象は、県内全域とします。

和歌山県と市町村の役割

和歌山県は、県土全体の発展を見据え「広域的な視点でのまちづくり³」「先導的な視点でのまちづくり」を市町村と密接に連携して進めます。一方、市町村は、基礎自治体としての責任を持って「地域の実情に沿ったまちづくり」を展開していく必要があります。

また、都市計画決定権限の移譲など地方分権が進められていますが、これまでに国や和歌山県などに蓄積された情報や経験を的確に伝えることも重要です。このため、和歌山県は、市町村と地域の将来像を共有し、市町村への積極的な支援を推進します。

なお、本県における今後の都市計画は、この都市計画区域マスタープランの内容に即して進められるよう、各市町において地域の特色を活かした市町村マスタープランの早期策定・見直し及び都市計画の決定・運用を促進します。

³まちづくり：よいまち、住みやすいまちをつくることに関係するすべての行為を示します。

別冊「和歌山県の都市計画の基本方針」に示す県全体の考え方

～まちづくりのシナリオの想定～

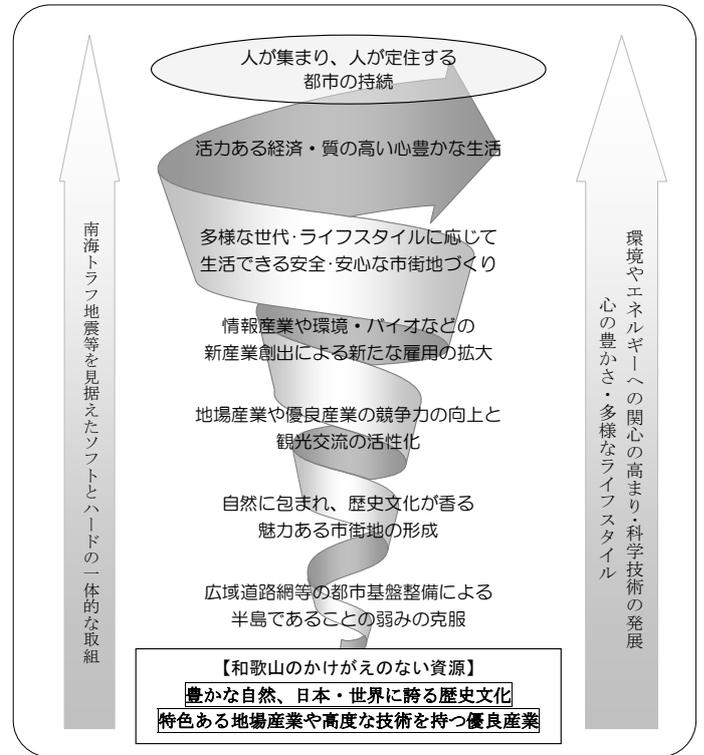
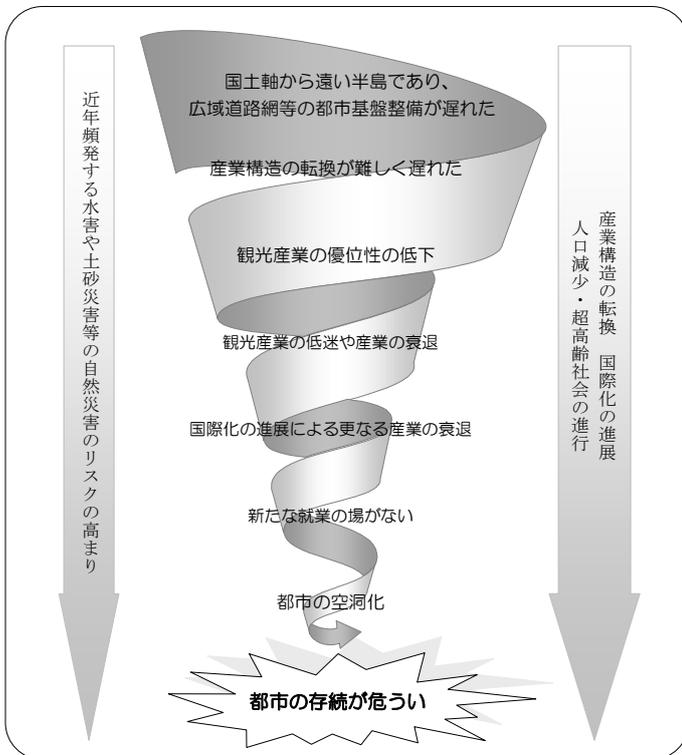
◆このままでは・・・

人口減少・超高齢社会の進行、産業構造の転換、国際化の進展等に対応するためには、都市固有の強みを最大限に活かしつつ、広域的な都市間のより緊密な連携、都市と農村との連携が必要となっています。また、近年頻発する水害や土砂災害等の自然災害への適切な対応も必要となっています。

国土軸から遠い半島である和歌山県は、豊かな自然・歴史文化を有する反面、広域道路網等の基盤整備が遅れ、都市の発展に不可欠な産業が衰退してきました。このまま現状を放置すれば、就業の場が少なくなり、人口減少が更に進み、人や物・情報が集まりにぎわう都市本来の機能を失う恐れがあります。

◆今後は・・・

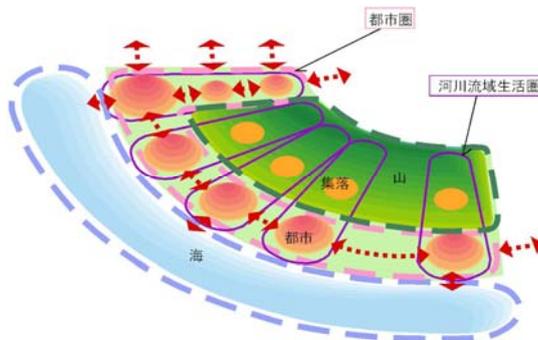
今後これらを克服するためには、南海トラフ地震等を見据えたソフトとハードの一体的な取組はもちろん、豊かな自然、独自の歴史文化、特色ある地場産業や高度な技術を持つ優良産業といった和歌山県のかげがえのない資源を活かし、人や産業を呼び寄せる広域道路網等の都市基盤を整備する必要があります。そして、地場産業や優良産業の競争力の向上と観光交流の活性化、新産業の創出とともに、心の豊かさ・多様なライフスタイルに応じた住みやすく魅力的な住環境を整備することによって、人が集まり住み続けたい都市を創りだしていくことが求められます。



～和歌山県がめざす将来像～

未来に羽ばたく愛着ある郷土
元氣な和歌山

- 自立する都市圏
- 緊密に連携する都市ネットワークとコミュニティ
- 自然環境と共生し相互に補完し合う都市



「第1章
圏域の将来像」
へつながります

～都市づくり^{※1}の基本理念～

都市の問題・課題を踏まえ和歌山県がめざす将来像を実現するために、都市計画として対応可能な都市づくりの最も基本となる考え方を基本理念としてまとめました。

〈基本理念〉

きのくにらしい持続可能なまちづくり

〈持続可能なまちづくりの5つの条件〉

- ①集約拠点ネットワーク型のまちづくり^{※2}
- ②交流による活力あるまちづくり
- ③安全・安心な（南海トラフ地震等を見据えた）まちづくり
- ④環境共生のまちづくり
- ⑤ひと・コミュニティを育むまちづくり

※これらは持続可能なまちづくりの条件として示し、これ以降の計画すべてにおいて貫かれています。

※1 都市づくり：まちづくりの中でも、主として都市の物的環境の整備やそれに関連する人々の関わり方についての行為を示します。

※2 集約拠点ネットワーク型のまちづくり：医療・福祉施設、商業施設など生活に必要な施設をまとめた範囲に誘導し集約させるとともに、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、様々な機能を有する拠点の活力の維持・強化を図り、公共交通等で各拠点間をアクセスすることができる持続可能なまちづくり。

「第1章2
都市づくりの
基本理念」へ
つながります

第1章 都市計画の目標

1 西牟婁圏域の特徴と課題、及び将来の見通し

1-1 特徴と課題

現況

人口、産業、自然

- ①圏域の中心は田辺市であり、経済活動の中心地です。
- ②人口は、各市町の中心部が減少していますが、田辺市市街地の郊外や上富田町では増加しています。
- ③農業は、田辺市、みなべ町で盛んに行われています。
- ④観光地としては、白浜町や、日本三美人の湯の龍神温泉を有し、世界遺産である熊野参詣道や熊野本宮大社等の歴史的資源が多い田辺市内陸部があります。
- ⑤歴史文化、山地、海岸等の自然環境に恵まれています。
- ⑥土砂災害や津波等による水害を受けやすい自然条件を有しており、それらの対策が必要です。

都市計画

- ①用途地域の周辺で宅地開発により、農地等と住宅地との混在が見られ、その整序が課題となっています。
- ②白浜町は、観光振興に向けた用途地域以外の土地利用規制を設けており、県下でも先進地です。
- ③道路、公園の体系的な都市施設整備は、田辺市、みなべ町、白浜町で進んでいます。
- ④公共下水道は、田辺市・みなべ町・白浜町・上富田町で実施されていますが、整備率が低く更なる普及拡大が課題となっています。
- ⑤市街化の進展や集中豪雨の頻発化による浸水被害の解消に向けた事業の早期実施についても課題となっています。
- ⑥土地区画整理事業は田辺市中心部等で実施されています。
- ⑦計画的な開発行為や建築行為を規制するためのルールづくりや、地域主体のまちづくりが求められています。

関連計画

和歌山県長期総合計画

～未来に羽ばたく 元気な和歌山～

- ①未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山
- ②生涯現役で誰もが活躍できる和歌山
- ③国際競争力のあるたくましい産業を育む和歌山
- ④癒しと感動を与える誇れる郷土和歌山
- ⑤県民の命と暮らしを守る安全安心和歌山
- ⑥にぎわいと交流を支える公共インフラを整備する和歌山

市町長期総合計画

(田辺市) 自然と歴史を生かした新地方都市 田辺
(みなべ町) 海・山・川の恵みの中で人が輝く
快適なまち みなべ町
(白浜町) 輝きとやすらぎと交流のまち白浜
(上富田町) 明るく豊かな町づくり
(すさみ町) 「住んでよかった」「今後も住み続けたい」と考え「住んでみたい」「もう一度行きたい」と思って頂けるまちづくり

市町都市計画マスタープラン

(田辺市) 地域資源が輝き、心の豊かさを実感できる交流拠点都市 田辺
(白浜町) きらめく魅力都市 白浜

まちづくりで検討すべき要素

世の中の動き

1. 市街地の無秩序な拡大を防止して、コンパクトで便利なまちづくり
2. 古くからの歴史、文化を有し、公共施設や商業施設が集積している中心市街地の活性化をめざすまちづくり
3. 居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと、地域交通の再編との連携によるコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくり
4. 集約型都市構造への転換、エネルギーの効率的な利用と未利用・再生可能エネルギーの活用による低炭素まちづくり
5. 地域の地球温暖化対策と連携したまちづくり
6. 自然や環境を大切にして、個性があり、美しく自然とともに過ごせるまちづくり
7. 地震・津波、風水害などに対して、誰もが安心して住めるまちづくり
8. 既存の都市基盤施設等をうまく活用し、有効利用できるまちづくり
9. 住民自らがまちづくりに参加し、行政と一体となったまちづくり

人口、産業、自然

1. 少子高齢化に対応した子供やお年寄りにやさしいまちづくり
2. 圏域の中心機能と各都市の機能分担を明確にし、互いに連携したまちづくり
3. 圏域の中心市街地及び各町の中心市街地の活性化
4. 農業、観光を地域資源を活用した産業の活性化
5. 歴史文化や自然を活かした美しい個性的なまちづくり
6. 自然災害に強く安心して暮らせるまちづくり

都市計画

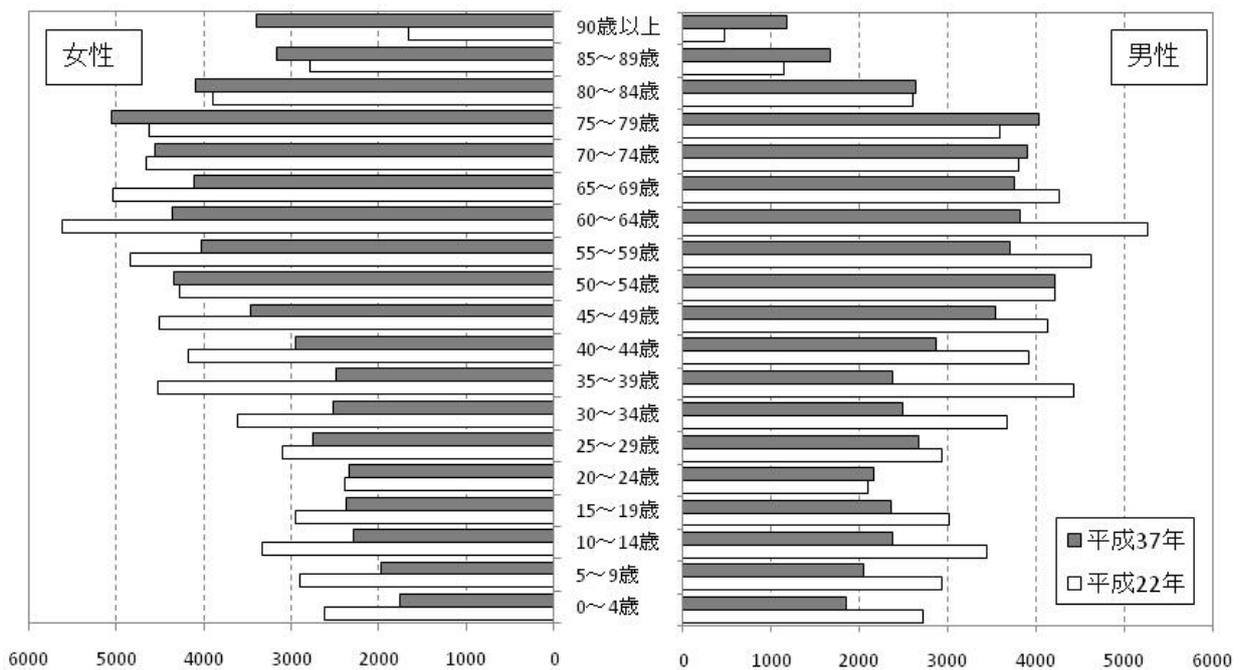
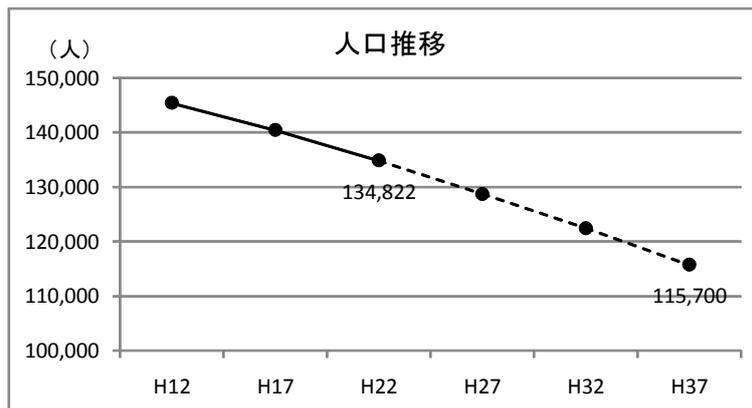
1. 土地利用や建築のルールを決め、互いに住みやすく、働きやすい環境づくりや都市と自然環境との調和のとれたまちづくり
2. 広域連携を強化する都市間や市街地内の道路を配置し、圏域の誰もが都市の快適性、利便性の恩恵を受けるみちづくり
3. 行政界を超えて広域的な利用ができる大きな公園や、歩いていける身近な公園を計画的、体系的に整備し、子供からお年寄りまで、また、来訪者等のニーズに対応した楽しい公園づくり
4. 圏域の中心市街地を集中的に整備して、美しく個性あふれる圏域の都市の顔づくり
5. 各市町の自然環境や歴史的、文化的資源を利用した、個性的なまちづくりや観光ルートの整備による多面的なまちづくり
6. 土地利用・建築に関するルールづくりや公共の空間を増やして、ゆとりある都市空間や災害に強く子供から老人までが安心して暮らせるまちづくり
7. 互いに地域の将来を考え、住民自らがルールづくりやものづくりに参加する住民参加のまちづくり

1-2 将来の見通し

過去の動向が今後も推移するものとして、2025年（平成37年）の圏域の人口等を推計すると、以下のように減少傾向となり、これらの傾向を考慮に入れて計画を行うものとします。

項目	平成22年	平成37年
人口	13.5万人	11.6万人（▲1.9万人）
老年人口割合	28.6%	35.9%（▲7.3ポイント）
生産年齢人口割合	58.1%	53.4%（▲4.7ポイント）
年少人口割合	13.3%	10.6%（▲2.7ポイント）
世帯数	5.4万世帯	4.7万世帯（▲0.7万世帯）

- ・人口 : 人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」より
- ・世帯数 : 人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（平成21（2009）年12月推計）」の和歌山県全体の推計世帯数をH22年の圏域の世帯数の割合で案分



自然、地形条件による特徴

北部は農業（梅、みかん）が盛ん

熊野古道等の豊富な歴史文化

平地が少なく山地が大部分を占める

標高(m)

- 0~5m
- 5~10m
- 10~50m
- 50~100m
- 100~200m
- 200~500m
- 500m~

行政界

- 市町村界
- 都道府県界
- 都市計画区域

狭い土地に密集した市街地

★：市街地

人口増減率(H17年~H22年)

凡例

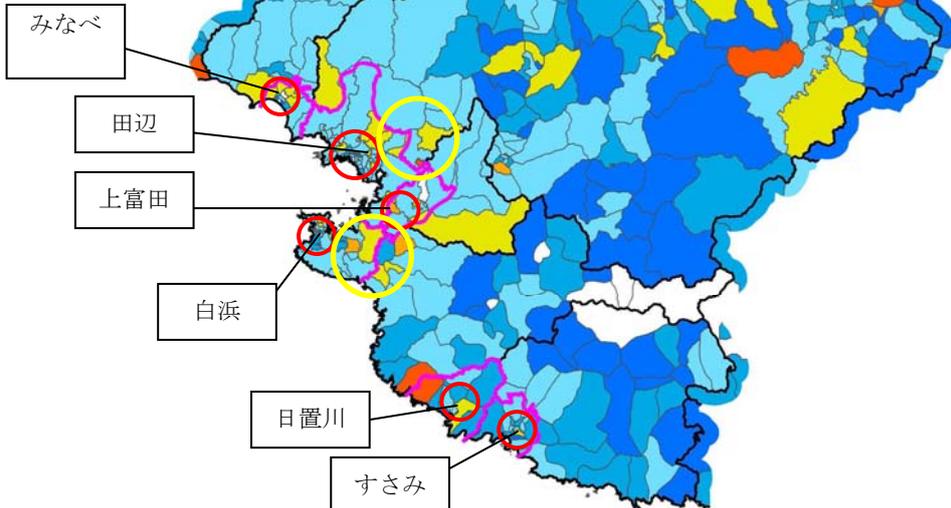
- 20%以上増加
- 10~20%増加
- 0~10%増加
- 0~10%減少
- 10~20%減少
- 20%以上減少

白抜きの地区は、平成22年の人口がゼロであることを示す

都市計画区域

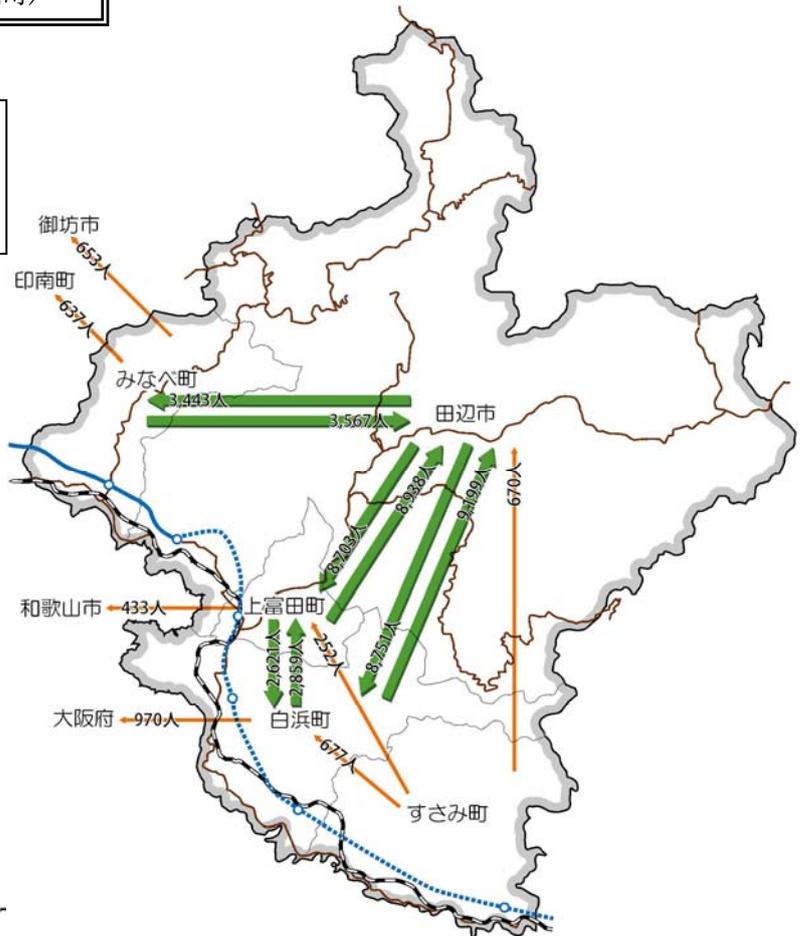
市街地中心部

人口増加エリア

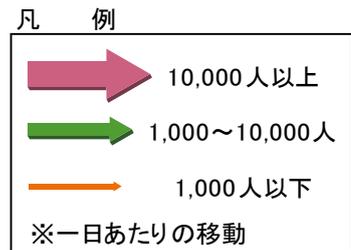
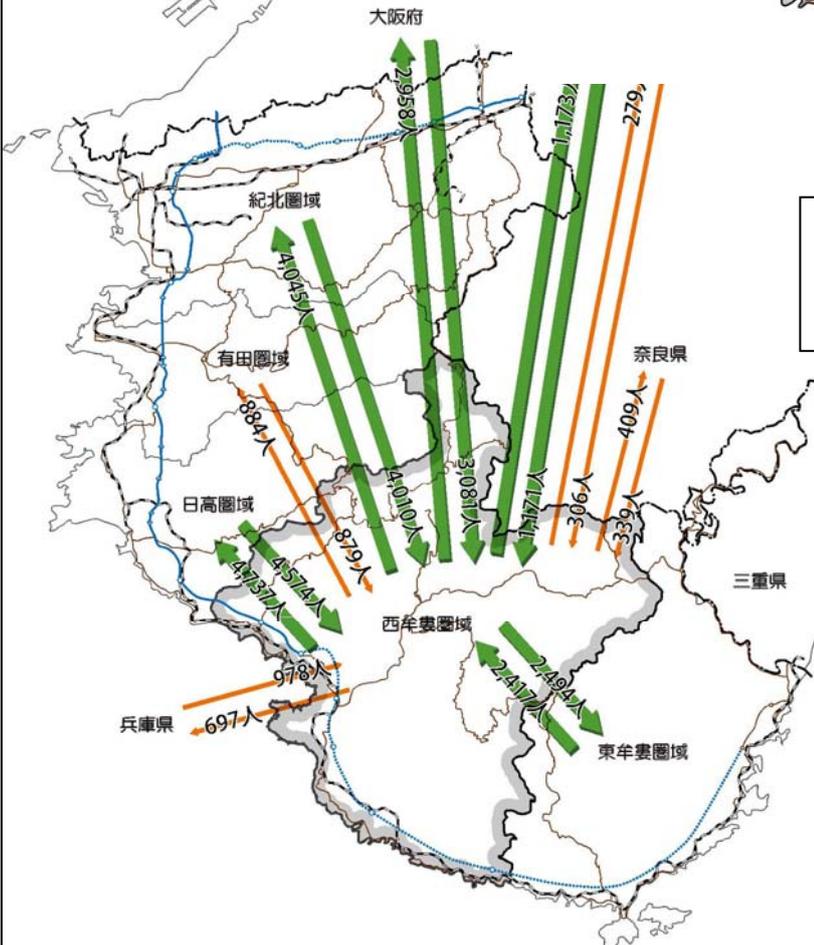


人の移動（市町村間、圏域間）

※市町村間の動き
（移動の多い上位3位の市町村及び他府県を表示）



※圏域間の動き
（西牟婁圏域とその他圏域及び他府県を表示）



資料：第5回近畿圏パーソントリップ調査結果（H24.12）

2 都市づくりの基本理念

2-1 集約拠点ネットワーク型のまちづくり

社会経済構造の拡大成長から持続的成長への転換期において、成熟した質の高い社会の形成に向けた都市政策としては、広がり続けてきた都市の拡散を抑え、まとまった範囲に、都市機能を集約し、活気や賑わいを生むコンパクトな都市の核を形成していくとともに、それぞれの都市はお互いに連携し、都市機能を補完し合ったまちづくりを進めていくことが必要です。

◆圏域の拠点として魅力と多様な機能を併せ持つ「田辺」の市街地中心部の再生

西牟婁の市街地中心部では、定住人口・交流人口が集う圏域の拠点としての魅力づくりに努めます。再開発や空き家、空き店舗などの低未利用不動産の活用により、商業・公共・文化教育サービス機能（都市機能）の充実や都市型産業の集積及び多様な世代の居住ニーズに対応する住宅供給の誘導を図り、賑やかで活気あふれるコンパクトな市街地再生に努めます。

◆誰もが暮らしやすく、快適にすごせる美しい市街地の再生

市街地は、高齢者、障害者、子供等が安全に生活できるような歩行者のための道路や公共交通を整え、日常生活に必要な商業・福祉・教育等の身近なサービスを整備するとともに、多様な世代に対応した住宅を供給して、誰もが暮らしやすく快適にすごせるような美しい市街地の再生に努めます。

◆都市構造の転換による低炭素都市づくり

環境にやさしく持続可能なまちを形成していくために、地域における地球温暖化対策と連携しながら、拡散型都市構造から集約拠点ネットワーク型の都市構造への転換とともに、自動車交通に過度に依存しない交通体系の充実、緑地の保全と都市緑化の推進、エネルギーの効率的な利用などによる低炭素都市づくりに努めます。

◆自然、歴史文化などの地域個性あふれる都市づくり

都市機能の充実のみならず、白浜海岸、世界遺産である熊野参詣道や熊野本宮大社、地域に残る自然環境、社寺林などの緑地、湯治・城下町・漁村集落・製材市場といった歴史文化が残るまちなみを保全・活用し、これらに親しみ潤いを感じる豊かな生活ができるような個性と魅力にあふれた都市づくりに努めます。

◆経済・財政規模に応じた、まとまりある良質で住みやすい都市づくり

今ある市街地や都市基盤整備施設を活かし、即効性や効率性を重視した公共投資に努め、人口規模や産業活動に応じた適正なまとまりをもち、良質で住みやすい市街地づくり、都市づくりに努めます。

◆市街地外縁部等の無秩序な開発の抑制によるまちなか居住の推進

市街地の外縁部や郊外部においては、農用地区域への編入を積極的に推進するとともに、今後確保すべき農地の転用を原則認めないことで新規の開発を抑制し、まちなか居住を推進します。また、郊外部においても安心して暮らせるよう、既存集落と市街地中心部を結ぶ公共交通など、日常を支える機能の維持に努めます。

2-2 交流による活力あるまちづくり

地域での生活を維持していくためには、就業の場を創造していくことが条件となります。

広域ネットワークによって特色ある地域産業・観光産業の振興、自然・歴史文化や農林水産業などの地域資源を活かした新しい産業の創造・育成等を進めるまちづくりが必要です。

◆温泉・まち・農・海・川・山を活かし、価値を創造発信するまちづくり

それぞれのまちが持つ自然の特色や風景、祭りなどの文化的な伝統・伝承、歴史的な蓄積、特色ある産業と名産物などを積極的に活かし、他にはない魅力の創造を促します。これらを通じ、経済発展の著しい東アジア地域を含む幅広い交流や連携、ブランド力のあるまちづくりに努めます。

◆交流を促し支える都市基盤と交通システムづくり

生活を支えるとともに、地域産業・観光産業の活性化を図り、交流を支える広域交通網や下水道⁴、公園等の都市基盤づくりに努めます。

また、超高齢社会の到来を踏まえ、鉄道・バスなどの公共交通網、自転車・歩行者など歩行者系交通網の適切な区分と共存によって、誰もが安全で快適な移動ができる都市交通網の形成に努めます。

◆和歌山県の観光交流の拠点である「白浜」の市街地の再生

白浜は和歌山県の観光交流の拠点都市として、市街地中心部の魅力向上のために駅やバスターミナル地区・商店街・主要観光地等の市街地の再生を促します。

◆多様な地域を結び、魅力を高めるネットワークづくり

訪れたすべての人々が、多様な魅力と個性を持つ地域を幅広く、深く楽しむことができるように、観光ストック豊富な「白浜」や「龍神」「熊野本宮」等の各地域を連携し、周遊を促す、交通と情報のネットワークづくりに努めます。

⁴下水道：下水道は、生活基盤であるとともに、大都市圏から訪れる人々にとって海・川の水質保全や都市衛生上、不可欠な都市施設と認識されています。

2-3 安全・安心な（南海トラフ地震等を見据えた）まちづくり

南海トラフ地震をはじめとした自然災害や都市災害の恐れを取り除くためには、住民の命を守り、健康的な生活を維持していくことが条件となります。

これまでの災害での教訓や課題を充分配慮した上で、様々な被災シナリオを想定するなど、地震や台風等による自然災害、火災等の都市災害といった非常時に向けての備えが整ったまちづくりが必要です。

◆地震や津波等に強いまちづくり

南海トラフ巨大地震の想定では、最大 19m の津波高が予測されるすさみ町をはじめ、沿岸部は甚大な被害が予想されています。未曾有の地震や津波等への対策として、海岸堤防等の整備促進、建築物の耐震化、津波避難ビル化、津波避難路等の整備、公共施設や住宅の高台移転、ソフト面では住民の避難訓練などを中心に、自助、共助の強化を支援するとともに、災害に強く、迅速に復旧・復興できるまちづくりに努めます。

◆代替性・多重性のある交通体系づくり

広域連携による早期復旧を可能にするために、多様な交通手段や交通ルートなどの交通体系の代替性・多重性の確保をめざし、特に近畿自動車道紀勢線に代表される高規格幹線道路・幹線道路などの自動車交通網の整備に努めます。

◆避難・救援の都市システムづくり

津波・火災等の災害に備え、避難経路や避難場所、災害復興地の確保、防災拠点となる施設の整備、水道・エネルギーなどのライフラインの耐震・耐火・分散化を進め、人命を守り安全・安心を確保する避難・救援のシステムづくりに努めます。

◆医療・福祉機能が充実した都市づくり

日常の安心を確保し、突発的な災害や事故に対応するために、地域の基本的な医療・福祉の機能を高めるとともに、紀南病院、南和歌山医療センター、すさみ病院等を中心に広域的なネットワークを通じて広範囲に高度な医療、福祉サービスを提供できる都市づくりに努めます。

2-4 環境共生のまちづくり

心豊かな生活を維持していくためには、限りある自然環境や資源を守り活用しながら、これらと一体となった生活環境を形成していくことが条件となります。

今ある豊かな自然を守り、省資源、再生可能エネルギーによる環境保全をすすめるまちづくりが必要です。また、良好な景観の形成を通して地域資源の価値を共有することも必要です。

◆都市・市街地を取り巻く自然環境の保全

海岸線・海洋への眺望、田辺湾・天神崎や白浜・富田川・日置川等の海浜・水辺、市街地を取り巻く農地、山地・丘陵などの農村景観・自然環境を保全・再生し、生活環境や交流・余暇の場として活かす都市づくりに努めます。

◆自然を活かす快適な都市環境づくり

樹木の保水作用・酸素を作り出す力や、木陰・水辺による快適さなど、自然的な環境とその要素が持つ効果を活かした都市環境づくりに努めます。

また、豊富な森林資源を活かし、公共建築物等への積極的な木材の利用に努めます。

◆循環型社会を支える都市づくり

都市におけるあらゆる活動において、資源の浪費を抑え、再利用・再資源化を促すとともに、再生可能エネルギー利用を高めて、循環型社会を支える都市づくりに努めます。特に、都市基盤施設の長寿命化などの既存ストックの有効活用に努めます。

◆良好な景観形成を通じた地域資源を守り活かす都市づくり

熊野古道など精神文化を育んできた骨格となる自然景観、近露などの多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観、人々の暮らしや地域の活動がつくる景観の維持・形成を通じて、地域文化の継承・創出、自然との共生をめざした都市づくりに努めます。

2-5ひと・コミュニティを育むまちづくり

都市の魅力を維持し、高めていくためには、ひとりひとりが自分のまちに誇りや愛着を感じるように自分達のまちは自分達で守り育てていくという基本的な姿勢を持つことが重要です。

安心して生活できる都市空間の中で、地域を想い、まちづくりに積極的に関わる人や組織を守り育て、さらにその輪を広げていく協働のまちづくりが必要です。

◆まちづくりを支える人を育てる

まちづくりの基礎を築くために、まず自らの地域に積極的に関わり、問題を見つけ、目標を定め、そして多くの人々に参加を呼びかけ、まとめていく人材を育て・活かすよう努めます。

また、まちづくりに関する学習（学校教育、生涯学習など）を通じて、まちづくりへの関心や知識を深め、まちづくり活動への参加を促進するよう努めます。

◆まちづくりに取り組む組織の活動を支援する

まちづくりを進めるためには、それぞれの地域でまちづくりに取り組むNPO等の組織を支援するとともに、意欲ある地域においては組織づくりや活動の活発化が進むように支援します。

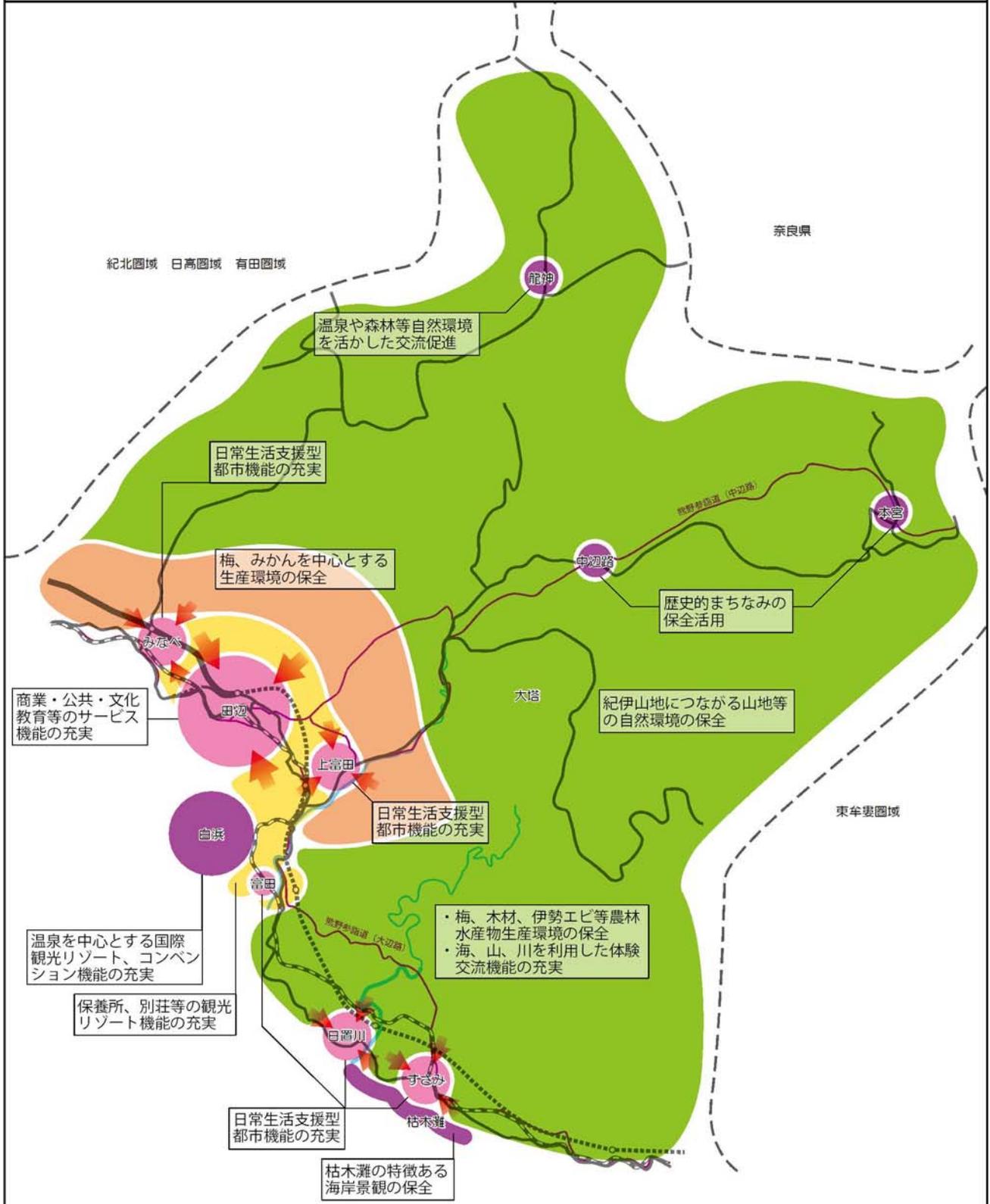
◆まちづくりの交流の輪を広げる

まちづくりを持続するためには、各地域で活発化するまちづくりへの取組を、より広く・深く活かすために、まちづくりを支える人々や組織が互いに交流し、情報を交換し、相互に触れあう場づくりに努めます。

◆誰もが安心して生活できる都市空間づくり

歩いて暮らせるまちづくりの実現に向けて、障害者、高齢者・子供・外国人などを含めた全ての人々にとって、安全でわかりやすく、快適な生活が営めるように、公共空間のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めます。

図 都市機能分担関連図（西牟婁圏域）



凡 例

	都市サービス提供ゾーン		都市機能の集積化		高速道路
	居住機能提供ゾーン				国道
	観光レクリエーション提供ゾーン				鉄道
	農産物提供ゾーン				河川
	山林資源提供ゾーン				



第2章 都市計画などの方針

1 都市計画区域及び区域区分の方針

1-1 都市計画区域の指定の方針

都市計画区域とは？

都市計画区域は、都市計画法に基づいたまちづくりを行う区域を示しています。

都市計画区域⁵は、都市的な宅地需要が高い区域や都市施設整備の必要がある区域を対象とし、農林漁業との調和を図りながら良好な都市生活や都市活動を確保する範囲に指定します。

圏域の都市計画区域は、現在、南部川河口～白浜町才野地区の海岸沿いの範囲と日置川河口から周参見川河口の市街地部の範囲において指定しています。

本圏域では、都市計画区域外の谷筋や河川平野の開発の可能性が高い区域、もしくは今後高くなる恐れがある区域については、都市計画区域の拡大を推進していきます。

また、現状の市街地の広がりや住民の生活圏域などを考慮し、広域的な視点から、一の市町村の区域を超える広域都市計画区域の再編検討に努めます。

市町村名	都市計画区域の範囲	備考
田辺市	拡大、縮小	都市計画区域外において、一体の都市として整備・開発及び保全する必要のある区域、また、都市計画区域内においては、その必要がない区域があります。
みなべ町	拡大	都市計画区域外において、一体の都市として整備・開発及び保全する必要のある区域があります。
白浜町		
上富田町		
すさみ町	現状維持	一体の都市として整備・開発及び保全する必要のある範囲は、既に都市計画区域に指定しています。

⁵都市計画区域：都市計画区域は、健康で文化的な都市生活を実現し、機能的な都市活動を確保するために指定します。都市計画区域内では、各種の都市計画を定め、それらに基づいて土地利用の規制や都市計画事業等が実施されます

1-2 準都市計画区域の指定の方針

準都市計画区域とは？

準都市計画区域は、都市計画区域の外側で都市計画法に基づくまちづくりが必要な区域を示しています。

準都市計画区域は、都市計画区域外の局地的な開発地において無秩序な商工業施設の立地や宅地開発を規制・誘導する必要がある区域に指定します。

本圏域では、今後、以下に掲げる市町の都市計画区域外において、建築物の建ぺい率、容積率、用途等の規制・誘導が必要となった場合に応じ、準都市計画区域の調査、計画を検討します。

- ・田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町

1-3 区域区分の有無及び方針

区域区分とは？

都市計画区域内で、市街地としてまちづくりを進める区域と、農業や緑地として守っていく区域を区分する制度です。

区域区分は、「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の形成を図る」という目的を達成するための制度ですが、一方で市街化調整区域⁶に指定した場合に、一定の開発が抑制される等の権利制限を伴うことから、区域区分の有無を定めるにあたっては、市町、地域住民、関係機関等との十分な調整を行うものとしします。

区域区分の有無を定めるにあたっては、以下の視点から行います。

- ①市街地の拡大の可能性
- ②良好な環境を有する市街地の形成
- ③緑地等自然環境の保全または整備への配慮

⁶市街化調整区域：農用地や自然環境等の保全のため、市街化を抑制する区域です。

1-3-1 区域区分の有無の検討

区域区分の有無を定めるにあたっての視点を踏まえながら、下記の項目に基づき、区域区分の有無を検討します。

- ①都市計画区域の地形その他の地理的条件
- ②当該都市計画区域の人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し
- ③当該都市計画区域の工業、商業その他の産業の現況及び今後の土地需要の見通し
- ④当該都市計画区域内の土地利用の現状、密集市街地、災害のおそれのある区域、農地等が介在し公共施設整備とともに計画的な市街化を図るべき区域その他土地利用転換又は土地利用密度の変更を図るべき土地の区域の有無及び分布
- ⑤当該都市計画区域における都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通し
- ⑥当該都市計画区域の社会活動及び経済活動に大きな影響を与える産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無

西牟婁圏域では、上記の区域区分の検討項目に基づき検討した結果、下記の理由により、区域区分は行いません。

都市計画区域名	区域区分	備 考
田 辺	無	<ul style="list-style-type: none"> ・人口・世帯数の増加傾向は沈静化しており、市街地が大きく拡大する恐れはない。 ・また、農業が基幹産業として盛んなため、無秩序な宅地開発の恐れも少ない。
上富田		
南 部		<ul style="list-style-type: none"> ・世帯数の増加傾向は沈静化しており、無秩序に市街地が拡大する恐れはない。 ・また、産業振興等の大規模プロジェクトによる新たな宅地需要がないことから、区域区分指定の必要はない。
白 浜		
日置川		
すさみ		

2 主要な都市計画などの決定方針

2-1 土地利用に関する方針

土地利用とは？

土地利用とは、土地の利用の仕方を示すものです。住宅地、商業地、農地等どのように土地を利用しているかを示す言葉です。

2-1-1 基本的な考え方

◆市街地中心部の再生のための土地利用の誘導

拠点となる市街地では、都市機能の集積や多様な世代の住み替えに対応する住宅の供給によって、にぎわいや利便性を取り戻すために、商業と住宅の用途を適切に配置し、既成市街地の利便性の向上、高度利用を促すための土地利用を図ります。

また、その他の市街地についても、都市活動や日常生活に支障のない用途については共存させ、職住近接を図り、地域コミュニティが継続する土地利用を進めます。

◆安全で活力ある都市の形成

安全で活力ある都市の形成のため、地域活力の低下、治安や景観の悪化などの問題を引き起こす恐れのある空き家や空き店舗などの低未利用不動産の利用促進を図り、都市型産業の集積など多様な人々が集まる都市を誘導します。

また、人口減少・高齢化社会の中で、空き家等が管理されず放置され、いわゆる廃墟となり、周辺の良い景観を阻害するケースが今後は増加すると考えられます。

そのため、空き家等が廃墟にならないよう景観支障防止条例に基づき、建築物所有者は廃墟にならないよう適切な維持保全に努めます。

◆郊外部や農村地域での無秩序な宅地開発の防止

郊外部や農村地域では、人口減少や都市活動の低減傾向や浸水などの自然災害の危険性を踏まえて、道路・河川・下水道の整備が伴わない無秩序な開発・建築を防止し、都市と農業の調和のとれた、効率的で住みやすい市街地の形成を図ります。

◆広域交流を支援する土地利用の誘導

特色のある地域産業・観光産業の振興や歴史的な街並みの保全による広域交流を促すため、適正な施設立地が可能となるような土地利用を図ります。

◆防災上危険な地域の土地利用の誘導による安全なまちの形成

浸水・津波など自然災害の危険性が高い地域では、危険性を公表するとともに、密集市街地の防火機能の向上を促すなど、安全な市街地を形成するための土地利用を図ります。

◆優れた自然の保全や都市環境の向上のための土地利用の適正な誘導

市街地を取り囲む農地、海川・山林などの優れた自然、市街地内に点在する社寺林・小丘陵の緑地などの特色ある都市環境・市街地景観を保全する土地利用を進めます。

また、地震、津波等の対策として都市機能の移転を行った場合、移転先、または移転跡の適切な土地利用を促します。

2-1-2 用途地域の指定の方針

用途地域⁷は、市街地において良好な住環境を保全、誘導し、商工業等の都市活動を円滑に行うために、住宅地・商業地・工業地等の土地利用の範囲を定め、それぞれの区域にふさわしい建物用途の立地を規制、誘導する制度です。

用途地域は市町村が決定する都市計画であり、本圏域の中では以下の都市計画区域での指定又は変更を促します。

- ・ 田辺都市計画区域
- ・ 白浜都市計画区域
- ・ 上富田都市計画区域

すでに用途地域が指定されている地域では、土地利用動向や社会情勢を勘案し、適切に用途地域を見直し、用途地域が指定されていない地域では、地域の実情に応じた適切な用途地域の指定を検討します。

また、実際に用途地域の指定及び変更を行う際は、農林漁業との適切な調整を行うとともに計画段階から住民の主体的参加や合意形成を促し、地区計画⁸などを併用しながら、都市の将来像の実現にふさわしく、かつ地域の実態に即したきめ細やかな建物用途や形態等の規制、誘導を行うように促します。

都市計画区域名	用途地域指定の方針	備考
田 辺	有	建物の用途・形態・規模を規制し、良好な市街地形成を図る必要が高い区域に指定します。 また、都市計画区域の見直し等にあわせて、用途地域の変更を促します。
白 浜	有	
上富田	有 (新規)	
南 部	無	住環境等の悪化を防ぐために、建物の用途・形態・規模を規制すべき区域はありません。
日置川		
すさみ		

⁷用途地域：建物の住宅や店舗、工場等の用途毎に区域を決め、市街地の混乱を防止する制度です。例えば、住宅の隣に工場があると、住宅の人は騒音や臭気などで困ります。また、工場では住宅の人に気がつかない、思うように生産ができなくなるために、区域を定めます。

⁸地区計画：住民が自ら、地区の特性に応じたきめ細かい計画を定め、建物等を規制・誘導する制度です。

なお、用途地域は市町が決定する制度であることから、以下の点に配慮し、「用途地域指定の方針」を示しています。

1. 国勢調査で定められる人口集中地区(DID)がある市町
2. 現在用途地域を指定している市町
3. これまでに用途地域指定に向けて検討及び調査を行っている市町
4. 市町都市計画マスタープランにおいて、用途地域の指定を掲げている市町

2-1-3 主要な用途の配置の方針

用途地域を指定する地域、及び用途地域の指定を行わないが都市的土地利用を行う地域について、主に住宅地、商業地、工業地の概ねの土地利用の配置の方針を示します。

また、市街地を取り巻く田園地域や山林地域においては、原則として市街化を抑制します。

①住宅地

河川河口部や JR 紀勢本線の駅周辺の古くから形成された田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町の市街地等を住宅地と位置づけ、小規模な商業施設や地場産業施設等との共存を認めながら、住環境を保全する住宅地としての土地利用を誘導します。

②住宅専用地⁹

市街地の山手にある丘陵地等の住宅地を住宅専用地と位置づけ、現状のゆとりある良好な居住環境を維持しながら、住宅専用地としての土地利用を誘導します。

③商業地

田辺市の JR 紀伊田辺駅周辺商業地、みなべ町、白浜町、上富田町の中心部を商業地と位置づけ、生活支援機能の充実を図るために、商業地としての土地利用を誘導します。

また、白浜町の白良浜周辺及び堅田地区は、魅力ある観光交流の拠点として、土産物店や観光旅館・ホテルなどの滞在型観光に応じた商業施設の立地を誘導します。

⁹住宅専用地：主に住宅の立地と日常生活の利便から必要な比較的規模の小さな店舗が立地する住宅地をイメージしています。

④工業地

田辺市の文里港臨海部、みなべ町の南部川沿い等を工業地と位置づけ、工業の生産環境を維持できるように工業地としての土地利用を誘導します。

また、田辺市の田辺漁港、湊浦漁港、みなべ町の堺漁港、白浜町の日置港、すさみ町の周参見漁港周辺の臨海部などは、近隣の住宅地と共存してきたことから、住宅や商業施設の立地を認める工業地としての土地利用を誘導します。

⑤農業・集落地

農地や農村集落を農業・集落地と位置づけ、農業生産環境の維持のために農地を保全するとともに、地域のコミュニティの維持や地域活性化のための土地利用を誘導します。

⑥山林緑地

市街地の背景となる山林部を山林緑地と位置づけ、自然環境の保全や交流の場としての活用を図ります。

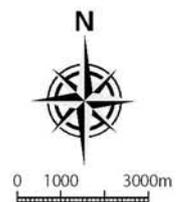
また、熊野古道周辺においては、歴史・文化的景観を保全します。

図 土地利用方針図（西牟婁圏域）



凡 例

住宅地	用途地域の検討範囲	行政界
住宅専用地	都市計画区域及び準都市計画区域の指定検討範囲	国道
商業地	都市計画区域の縮小検討範囲	高速道路
工業地	都市計画区域	鉄道
農業・集落地	準都市計画区域	河川
山林緑地		



2-1-4 その他の土地利用の方針

①土地の高度利用に関する方針

高度利用地区等により、高度な土地利用を図るよう特記すべき地域は特にありません。

②用途を転換していく方針

高規格幹線道路のインターチェンジ整備に伴い、その周辺では商工業等の流通や観光サービス、広域商業サービスを目的とした施設の進出が予想されます。

その他幹線の整備に伴う用途の転換や、住宅市街地内の幹線道路における住宅から商業への用途の転換が進行する可能性が高い地区についても計画的な規制誘導の調査、計画を促します。

③居住環境の改善又は維持に関する方針

周参見川河口右岸の古くからの密集市街地では、市街地移転等を含めて居住環境の改善を促します。

田辺市やみなべ町の中心部、上富田町の旧一般国道311号沿い、白浜町の湯崎地区周辺、日置川河口部、すさみ町の中心部は、狭い道路によってまちが構成される密集した市街地が分布していることから、今後、地域の意見を集約し、地区毎に市街地の再整備や建築物の規制・誘導についての調査、計画を行い、地区計画等を用いた居住環境の改善を促します。

また、歴史的なまちなみが残る地域については、各地域の特性に応じた良好なまちなみ景観への誘導を促します。

④都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

都市の緑の景観要素として、海岸沿いの緑地や地域に密着した里山など緑地や自然景観は、地域の良好な景観形成や重要な観光資源として積極的な保全を促します。

特に、都市内の緑地や都市の風致景観を維持するために重要である樹林地等は、建物の建築、宅地造成、木竹の伐採等を規制する風致地区¹⁰等による保全を図ります。

¹⁰風致地区：都市内における良好な自然的景観を維持し、緑の保全を図るために定める地区。建物の建築、宅地造成、木竹の伐採などについて、県の条例で規制されている。

⑤優良な農地との健全な調和に関する方針

用途地域の外縁部や市街地の外縁部などの農業振興地域内の優良農地については、無秩序な開発が行われないように保全を促します。

⑥津波等災害防止の観点から市街化の抑制に関する方針

本圏域では地震による津波や土砂災害等による被害が想定されることから、これらの区域においては土砂災害警戒区域等の指定などにより、市街化の抑制を促します。

ただし、既存の市街地が津波浸水想定範囲に含まれる場合は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）等を踏まえ、適切な土地利用の誘導を図ります。

⑦自然環境形成の観点から必要な保全の方針

緑地保全地区等により、自然環境の形成の観点から保全を図るよう特記すべき地域は特にありません。

⑧秩序ある計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

都市と農漁村が共存している地域では、農漁村集落地等の良好な住環境を維持するために、地域の実情に応じた容積率や建ぺい率の建物の立地を規制誘導する建築規制を行います。

また、白浜空港跡地については、利用計画が定まった時点で、土地利用の規制・誘導を促します。

用途地域の指定のない区域であっても、幹線道路沿道や高規格幹線道路のインターチェンジ周辺など、今後開発や建築活動が活発に行われることが予想される下記の区域では、建物用途の混在等による居住環境の悪化を防止するために、特定の建物用途の立地制限を行うために特定用途制限地域¹¹等による規制の調査を促します。

- ・ 田辺都市計画区域
- ・ 南部都市計画区域
- ・ 白浜都市計画区域
- ・ 日置川都市計画区域
- ・ 上富田都市計画区域
- ・ すさみ都市計画区域
- ・ 市街地部、国道沿道やインターチェンジ、アクセス道路周辺地区

¹¹特定用途制限地域：線引きしない都市計画区域内の用途地域が定められていない地域について、良好な環境の保持を図るために定めるもので、騒音、振動、交通混雑等良好な環境確保に支障がある特定の用途の建築物等の建築を制限することができます。

2-2 都市施設（供給処理施設、教育・文化施設、厚生・福祉施設）の整備に関する方針

都市施設とは？

都市での生活に不可欠な、みんなが共同で利用する供給処理施設、教育・文化施設、厚生・福祉施設等の根幹的な施設を示します。

2-2-1 基本的な考え方

◆今後の都市活動や財政規模に見合った都市施設の整備及び計画見直し

人口の減少及び少子高齢化の進行傾向や、経済活動の停滞による財政規模の縮小傾向に対応するため、将来像で示した機能集約した自立都市圏の形成に合致した効率的な都市施設の整備及び計画見直しを推進します。

◆広域交流ネットワークの根幹となる都市施設の整備

生活を支える施設整備とともに、地域産業・観光産業の振興を図る広域交流の推進が大変重要な要素であることから、広域道路網や都市間道路網、及び下水道、観光機能を有する公園緑地、都市連携によるし尿処理・ゴミ処理等の広域都市施設など、広域交流ネットワークの根幹となる都市施設の整備を推進します。

◆災害の防止や避難、救援機能をもつ都市施設の整備

災害時には、避難路・救援路や避難場所となり、延焼防止機能など重要な防災機能を併せ持つ都市施設の整備を図ります。

◆誰もが安心して生活できる広域医療体制の整備

誰もが安心して生活できるように、身近な医療施設・専門医療施設・救急医療施設、及び広域医療施設の整備や救急輸送ルートの確保を図ります。

◆誰にでもわかりやすく使いやすい都市の環境づくり

本県が高齢化先進県であることや広域交流で多くの人が訪れることを考慮して、誰もが安全に、安心して利用できるように段差の解消をはじめとしてバリアフリーに配慮した都市の環境整備を図ります。また、わかりやすい案内・点字表示や音声案内、多言語表示や絵文字表示など、誰にでもわかりやすく、使いやすいようユニバーサルデザインの導入を図ります。

◆港湾・海岸の機能充実

港湾については、人やモノの交流の拡大を図り、経済活動を活性化させるため、クルーズ客船の寄港拡大や、県外他港との連携強化などに努めます。また、自然災害時における海上輸送などの防災拠点としての機能充実を図ります。

海岸については、津波・高潮・高波対策として海岸保全施設の整備・改良に努めます。

2-2-2 基本方針

○下水道

下水道は、生活排水等の汚水と雨水を排除するための施設です。汚水の浄化による公衆衛生の向上・水質保全、雨水の集水による水害防止を目的とする都市の骨格となる施設です。

都市生活の快適性・安全性や環境保全とともに、観光サービスの基盤施設¹²となる観点から、和歌山県全域汚水適正処理構想において位置づけた公共下水道は、全戸整備を目標に進めます。

また、浸水対策については、被害が軽減できるよう検討を促します。

○下水道以外の都市施設

効率的な産業活動や快適な都市生活を確保するために必要となる都市施設[※]は、その他の都市計画との計画調整や関係者間の合意形成を図り、円滑な整備が進むように都市計画決定を行います。

これらの都市施設は、複数の都市を受益範囲とする広域施設としての整備を促し、集中投資による施設機能の強化や施設維持・管理の向上を図ります。

また、都市施設の運営については、民間ノウハウの導入を視野に入れ、PFI¹³等の調査・計画を促します。

※) 都市機能の向上と良好な生活環境の保全を図る上で必要な基幹となるその他都市施設は、主に以下のよう
なものがあげられます。

供給処理施設 (下水道以外)	汚物処理場・ごみ焼却場・水道・電気供給施設・ガス供給施設 等
教育・文化施設	義務教育施設・高校・大学・図書館・研究所 等
厚生・福祉施設	病院・保育所・運動場 等

¹²観光サービスの基盤施設：下水道は、観光地等の地域では海・川の水質保全や都市衛生の向上を図り、都市のイメージを向上するために不可欠な都市施設と認識されています。

¹³PFI：Private Finance Initiative の略。公共施設等の整備の手法として、1992年にイギリスで導入された制度ですが、日本でも1999年9月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律」（平成11年法律第117号。（PFI法）が成立し、取組が始まりました。公共施設等を民間企業が建設・運営し、公共サービスを提供します。民間企業は、取り決められた期間・施設を運営する中で投下資金を回収します。公共側は、財政負担を軽減でき、市民は効率よく質の高いサービスを受けられます。

2-2-3 主要な施設の配置方針

○下水道

河川・海等の公共用水域の水質保全、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び市街地の浸水を防除するために、下水道の整備を促します。

整備においては、各市町の下水道事業計画及び都市計画マスタープランの整備方針を基に進めます。

○下水道以外の都市施設

＜処理施設＞

し尿処理施設やごみ処理施設等の処理施設は、生活様式の変化や生活水準の向上に伴う処理量の変化に対応できるよう、施設の整備を促します。

なお、廃棄物の処理による環境への影響を低減するために、和歌山県廃棄物処理計画をもとに、住民・排出事業者・処理業者・行政が連携し、廃棄物の発生抑制、再使用や再生利用に努め、最終処分が必要なものについては、適正な処理を推進します。

特に、恒久的かつ広域的な処理をおこなう処理施設については、廃棄物処理法の許可手続きと連携を図りながら、都市計画決定の対象として計画的な立地誘導に努めます。

2-3 交通に関する方針

交通とは？

都市での生活や商業、工業などの経済活動を行う上で、みんなが共同で利用する道路、鉄道等の根幹的な施設を示します。

2-3-1 基本的な考え方

◆拠点市街地等を連携する公共交通システムの充実

超高齢社会における移動や環境負荷の軽減のために、生活拠点となる市街地が連携するよう、鉄道・広域バス路線・コミュニティバス等の地域公共交通システムの充実を促します。

◆自動車へ過度に依存しない交通体系の形成

環境への配慮や財政制約等の条件を加味し、円滑な交通システムを実現するため、ピーク時の交通需要の軽減、リアルタイムな交通情報の提供、モビリティ・マネジメントによる自動車等の適正利用を促進し、自動車と公共交通や自転車との共存等に努めます。

路線バス・コミュニティバス等との接続など駅の交通結節機能の向上を図るとともに、パークアンドライドによる公共交通の利便促進に努めます。

◆多様な交通手段の結節システムの整備

地域の拠点駅前など鉄道・バス・タクシー・自家用車等が相互に乗り入れる交通結節点は、駐車場・駐輪場の設置、時間調整等により円滑な乗り継ぎができるように、利便性の向上を図ります。

また、観光客等への地域情報の提供を行い交流の場となるような整備を促します。

◆誰もが出かけられる近隣環境の整備

歩いて暮らせるまちづくりの実現に向けて、歩道・自転車道・駐輪場などの整備による徒歩・自転車利用の安全性・快適性の向上を図ります。

高齢者や障害者が、気軽にまちに出かけることができるように、鉄道駅・バスターミナルなどの交通施設のユニバーサルデザイン化を図ります。

◆市街地中心部再生の根幹となる道路等の整備

市街地中心部の再生を促すために、市街地の根幹となる道路等の整備を推進します。

その際には、既存の都市機能の集積を活用した市街地整備に努めます。また、街のにぎわいの創出のため、都市を利用する人々が滞留するような街路空間の形成を図ります。

◆観光資源としての歩行者系ルートの整備

豊かな自然や歴史文化を求めて訪れる人が、これらを体感できるように熊野古道やトレッキングルート・海岸線や河川敷等を散策できる遊歩道・街並みを楽しむ散策ルート等の整備を促します。

同時に、これらのルート整備にあたっては自然環境や歴史文化的な環境の破壊につながらないような配慮を促します。

◆リゾート型の観光ニーズを支える交通施設づくり

滞在型観光では、幅広い時間帯での観光地めぐりが求められています。観光拠点を巡回するような公共交通システムや各観光拠点を結ぶ案内システム、観光拠点での十分な駐車スペースの確保等交通施設づくりを図ります。

2-3-2 基本方針

現在、都市間を結ぶ道路は脆弱であり、都市内においては市街地が密集していることから、道路整備が遅れている状況にあります。

今後は以下のような方針に基づいて、道路や鉄道などの交通施設の整備を行います。また、交通施設の整備に伴い適切な土地利用誘導が必要な場合には都市計画手法の活用を検討します。

1. 紀伊半島南部の高次都市機能及び広域交流を支える交通体系の形成を実現するため、陸、空、海の交通の各々において交通網を体系的に配置し、圏域を緊密に結び付けます。
2. 快適で利便性の高い市民の生活基盤として、市街地内の道路網を機能的に配置し、良好な環境や景観の形成に配慮するとともに、誰もが利用しやすい施設のバリアフリー化に努めます。
3. 安全・安心な都市生活を確保するために、海の交通も含めた災害時・緊急時の避難・輸送ルートの確保に努めます。とくに、物流の結節点でもある港湾とのネットワークの形成を促します。

4. 観光の振興や交流の活性化に資するよう、良好な海、森等の自然環境や熊野古道等の歴史資源、農山村等の観光・交流拠点を結ぶ回遊性の高い交通網の整備に努めます。

2-3-3 主要な施設の配置の方針

○道路

道路は、農林水産・商工業・観光・防災・医療など、あらゆる活動の基礎となるインフラであり、ナショナルミニマム¹⁴を保障する根本です。

豊富な観光資源、果実や海産物等の「食」資源など、本県の持つ地域資源は、道路網が整備されることにより、関西圏のみならず日本、さらには世界に向けて発信していくことが可能になります。また、これらが整備されることにより産業活動の条件も整い、さらなる企業立地も可能となってきます。

このため、グローバルな交流を支える高速道路ネットワークを形成するとともに、高速道路を補完する幹線道路や府県間道路など道路網の早期整備に努めます。

【高速道路ネットワークの早期形成】

「人が暮らすための平等な権利の保障」や、企業立地や観光振興、農林水産業の発展といった「経済活動の基本的な機会の平等」、さらには「南海トラフの巨大地震などの大規模災害への備え」、「高次医療施設への救急搬送」など安全で自立した地域づくりに不可欠となる高速道路ネットワークを早期に形成するため、紀伊半島を一周する近畿自動車道紀勢線の事業促進に努めます。

【高速道路を補完する幹線道路】

高速道路は、それ自体で大きな整備効果がありますが、その効果を県下全域、さらには近畿全域へ波及させるため、高速道路と併せて戦略的に幹線道路（直轄国道、X軸・川筋ネットワーク¹⁵道路）などを整備し、ネットワーク化を進めます。

【基本的生活に不可欠な道路】

県内には道路の未整備区間が多く残っており、限られた財源の中、県民にとって真に必要な道路を選択して集中投資し、整備効果のいち早い発現に努めます。

¹⁴ナショナルミニマム：国が全国民に対し保障する「健康で文化的な最低限度の生活」水準のことです。

¹⁵X軸・川筋ネットワーク：内陸部の主要な骨格道路（一般国道311号、371号、424号等）や、各生活圏の「背骨」にあたる県内の主要河川沿いの道路。

【都市内道路】

長期未着手道路¹⁶については、将来の都市像の実現に向けた道路網計画における当該道路の必要性や実現性を吟味する見直し指針を作成し、関係者との十分な調整を図りながら計画変更を行っていくよう促します。

【駅前広場】

駅前広場は、交通結節点としての円滑な交通処理はもちろんのこと、都市の印象を決定する主要な都市施設です。誰もが使いやすく、美しくて魅力あるアメニティ¹⁷豊かな駅前広場の配置に努めます。

特に南部駅、白浜駅については、都市の中心部に位置し、主要な公共交通網の結節点であることから、駅前広場の整備に努めます。

○鉄道

JR 紀勢本線は、海沿いの都市を南北に貫き、圏域外・県外との広域的な交流・連携を支える公共交通網の主軸です。駅舎・路線等の鉄道施設や運行本数の維持・充実、並びに高速化を図るよう誘導します。

○バス

高齢者などの移動が制約されることのない安全で快適な都市環境の形成のため、都市高速バス、路線バスなどの移動手段の充実を誘導します。

○空港施設

南紀白浜空港は、東京と本県を直接結ぶ空輸拠点であり、主に関東方面からの観光客や、本県から関東方面へのビジネス客の交通軸として利用されています。本空港は地域経済の活性化や観光機能の強化をめざし、本県の空の玄関口として維持管理に努めます。

¹⁶長期未着手道路：都市計画決定されてから、長期間事業着手されていない道路を示しています。

¹⁷アメニティ：良好な自然環境や心地よい生活環境や空間が整備されることによって精神的に実感できる快適さを示しています。

2-4 自然的環境に関する方針

本圏域の都市部は、良好な自然景観を持つ海岸や水域と緑豊かな山地に挟まれ、南部川・芳養川・左会津川・富田川・日置川・周参見川の6つの河川河口部の平地において発展してきました。都市からは、どこからでも周囲を囲む山地緑地を見渡せ、高台に登れば眼下に海が広がり、自然的景観を身近に感じることができる恵まれた環境です。

特に海岸線は、田辺南部白浜海岸県立自然公園、熊野枯木灘海岸県立自然公園が、また、内陸部においても奇絶峡・ひき岩群(田辺南部海岸県立自然公園の一部)が指定されています。都市内には、古くから熊野古道の拠点都市として栄えた歴史文化資源が豊富です。

これら特色ある景観や歴史文化を受け継ぎ、次世代に継承し、個性あるまちづくりと調和のとれた緑地保全、良好な生活環境を確保していくことによって、都市生活のアメニティの向上や観光資源の掘り起こしを図っていきます。

特に、圏域の中心となる「田辺」では、都市景観の骨格となる田辺湾、天神崎、神島の海辺空間、水域を保全していきます。

また、南紀熊野には、大地の地形・地質の遺産をはじめ、自然環境や熊野信仰などに関する地域の資源が豊富に存在しており、世界ジオパークの認定に向けて、南紀熊野ジオパーク構想を推進します。

2-4-1 基本的な考え方

◆市街地中心部の利便や防災に配慮した公園広場の整備や緑のネットワークの形成

市街地中心部は、密集市街地が形成され、火災の延焼や地震による建物倒壊の危険性が高く、多くの人が集まる地域でもあることから、防災性と日常の利便性に配慮した公園緑地や避難経路を兼ねる緑のネットワークの形成を促します。

また、小規模でも防災や風致景観の維持を行う上で重要な社寺林や丘陵林等の緑地の保全を促します。

◆広域交流の拠点となる公園緑地の整備や特色のある緑地の保全

地域住民の健康増進、レクリエーションのためだけでなく、広域交流を図る上で拠点となる公園緑地を整備するとともに、南紀熊野ジオパーク構想を推進するなど地域特有の風致景観を有し、観光資源としても貴重な地形や緑地等の保全を図ります。

また、本圏域の拠点都市である田辺市では、三四六総合運動公園の整備が進められており、紀南地方のレクリエーション拠点としての利用を促すと共に、災害時における防災機能の活用を促します。

◆**風害、延焼、水害等を防ぐ防災機能を有する緑地の保全**

防風・防潮・延焼防止等の防災機能を有する緑地・自然地等の保全を促し、災害に強く安全なまちづくりを進めます。

◆**都市の自然環境、郷土景観等の骨格を形成している緑地等の保全と自然環境に配慮した都市施設の整備**

市街地を取り囲む海山・農地・市街地内の里山・社寺林・河川等と緑が織りなす景観は、身近な自然環境であると共に、都市の骨格を形成する自然環境・生態系・郷土景観でもあることから、その保全を促し身近に自然を感じ自然と共生できる都市の形成を図ります。

また、美しい海岸や山並みを有する景勝地や貴重な動植物の生息地では、良好な自然や生態系の保全に配慮した都市施設の整備を図ります。

◆**省資源とリサイクルに配慮するまちづくり**

生活・産業・余暇活動の全ての面で、省資源、ゴミの分別・減量化、資源のリサイクル等を進め、環境に配慮したまちづくりを図ります。

◆**廃棄物の適正処理体制の構築**

処理施設の設置に際しては、周辺環境への影響を重視し、産業活動及び日常生活に伴って発生する廃棄物の適正な処理を図ります。

また、廃棄物の不法投棄については、監視パトロール等を実施して未然防止と早期発見に努めます。

◆**農業や里山と調和する循環型まちづくり**

市街地に近接する里山などで行われてきた古くからの生活スタイルを、省資源・資源循環型コミュニティの伝統として守りながら、循環型まちづくりとして取り入れる方法などの調査、研究を図ります。

◆**農産物や山海の幸が地域をうるおすまちづくり**

圏域の優れた農産物や山の幸、海の幸などの産物を地域内で循環し、食卓を彩る地産地消のまちづくり、また訪れた人だけが味わえる付加価値のある産物や料理を提供し、たくさんの人々が喜んで訪れる交流のまちづくりを促します。

◆**再生可能エネルギーによる地域産業の創造**

本圏域が持つ河川・海・森及び太陽エネルギー等の豊かな自然を、新たなエネルギー源として活用し、地域産業の創造育成を図ります。

2-4-2 基本方針

○緑地

①環境保全系統

- ・山地部や海岸線、及び河川や丘陵部に広がる樹園地は、本圏域の環境を守る骨格となる緑地として保全を図ります。
- ・市街地内の社寺林や公園緑地等は、都市の気象を緩和したり、住民にふるさとのやすらぎを与える緑地であり、その保全を図ります。
- ・白浜町をはじめとする観光地では、観光リゾート地としての環境や雰囲気を出す緑地が市街地の周辺に広がっており、風致地区や自然公園内の緑地として、その保全を図ります。
- ・自然公園については、海岸沿いと日置川沿いや田辺市の山地部などで指定されていますが、その指定を維持し、遊歩道の整備等により、人々が広く自然への親しみを深められるような保全や整備に努めます。
- ・水資源・温泉資源を保全するため保安林や里山の保全を図ります。

②レクリエーション系統

- ・市街地には、日常的なレクリエーション活動等コミュニティの機能に対応した都市居住者の健康増進を図るため、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の配置を促します。
- ・レクリエーション施設のネットワークの形成や生活動線の観点から緑道の配置を促します。
- ・週末のレクリエーション活動に対応した都市居住者の健康増進だけでなく、広域交流の拠点となる都市基幹公園（総合公園、運動公園）の配置を図ります。
- ・また、観光資源として趣のある風致公園の指定を図ります。

③防災系統

- ・防災の観点から、密集した市街地では、災害発生時の緩衝帯となるような緑道やオープンスペースを確保したり、工場等外周部の緑化を促します。
- ・災害時直後の一次避難地の役割をもつ近隣公園、地区公園の配置を促します。また、災害直後の防災拠点や災害後の復興拠点に必要な広域避難場所として、都市基幹公園の配置を促します。
- ・また、大規模な自然災害において、仮設住宅の建設や救助・支援活動の基地として利用できるように広域防災公園の配置を促します。

④景観構成系統

- ・旧市街地では、歴史文化を感じる街並み景観が残っており、街並み散策ができるような歩行者系ネットワークの形成を促していきます。特に、田辺市の屋敷町や日置川の密集した市街地等では歴史的まちなみが残っており、新たな観光資源となる要素が多く残っています。
- ・また、歴史文化が香り、地域の個性を感じるスポットについても、日常生活の快適性や観光資源の掘り起こしとしての公園緑地の配置を促します。
- ・白い砂が特徴的な白良浜、夕日の映える姿も美しい円月島、波の浸食によってできた千畳敷、三段壁など、海がもたらす魅力的な自然景観を保全します。
- ・山並みや梅を中心とする樹園地、黒潮洗う海岸、大きな河川等は本圏域の骨格となる自然景観であり、その保全を図ります。

○河川

河川は、河川整備基本方針に基づき河川整備計画を策定し、流域全体の治水・利水・環境を考慮し、河川改修を推進します。

また、貯留的機能を果たしていた水田などの低地の宅地化が進行し、浸水被害が発生する恐れがあるところでは、土地利用の規制等を推進します。

2-5 市街地整備に関する方針

市街地開発事業とは？

計画的な市街地形成を図るために、道路・公園・下水道等の公共施設とともに、宅地や建築物を一体的に整備する事業です。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがあります。

2-5-1 基本的な考え方

◆市街地中心部再生のための市街地整備の促進

「田辺」の求心性を高め、魅力ある市街地中心部を形成するために、空き家や空き店舗などの低未利用不動産を活用するなど、商業・医療福祉等の都市機能の更新、都心居住の促進、交通機能の充実、都市防災機能の向上などによって市街地の再整備を図ります。

◆郊外部や新市街地での市街地開発の見直しと既存の都市ストックの活用

人口減少や都市活動の低減傾向、及び厳しい財政状況から、郊外部・新市街地での新たな宅地開発について需給の面から見直しを行うとともに、既存の都市ストックを活用した修復型の市街地整備を進めます。

◆広域交流拠点や地域の高質な都市空間の形成を図る市街地整備の促進

市街地中心部では、地域コミュニティを守るよう既存の市街地との共存を図るとともに、広域交流の拠点となる市街地整備、観光サービス施設の整備、歴史的な街並みの保全・修復などによって、地域の高質な都市空間の形成や地域の活性化を誘導するような市街地整備を進めます。

◆密集市街地の再整備の促進

延焼・倒壊の危険性の高い老朽建築物の建替え・除却や、避難経路、消防水利をはじめとした消防環境等の地域特性を踏まえた対策により、密集市街地の再整備を促進します。

◆津波や水害・土砂災害を見据えた市街地整備

津波や水害・土砂災害における市街地のリスクを見極め、大規模な自然災害が発生した場合における都市活動の持続性を確保するために、主な都市機能移転をはじめとする市街地整備について検討を進めます。

◆安全で快適なまちなかでの居住の支援と促進

安全で快適な住まいと生活環境を整備し、多世代が共に生活できる多様な住宅環境を提供することによって、市街地の活力の回復とコミュニティの再生を促します。

特に、子育て環境の向上のために、職住近接の市街地住宅、福祉・医療・教育環境・公園緑地などの総合的な環境整備を図ります。

◆安心して暮らせる高齢の住まい

利便性が高い市街地中心部では、独り住まいなどによる高齢者の生活の不安を解消し、充実した老後の生活ができるように、グループホーム¹⁸や高齢者用の民間・公営住宅等などの整備を図ります。

また、医療・福祉や生活支援の施設を、安全で利用しやすい場所に配置するなど、安心して暮らせるまちづくりを促します。

2-5-2 基本方針

田辺市の中心商業地では、圏域の中心となる都市機能の集積をめざし、土地利用の高度利用と商業業務機能の強化を促します。

現在、事業中の都市計画道路元町新庄線の整備を推進し、沿道区画整理型街路事業による中心商業地の活性化を促進します。

空地・空き家については、人口減少に伴い今後とも増加すると考えられるため、中古住宅の流通の活性化など住宅政策と連携した活用を推進するとともに、地域の状況を踏まえながら緑地としての活用の検討も進めます。

¹⁸グループホーム：高齢者や障害者等が、日常生活上の必要な援助やサービスを受けながら、地域社会の中で共同して居住し生活を行う場。

2-6 景観形成に関する方針

2-6-1 基本的な考え方

◆優れた街並み景観を創造するまちづくり

市街地では、にぎわいや活力を感じさせる都市の顔となる景観を作り出すために、景観に配慮した街並み・都市基盤施設の再整備を通じて、優れた都市景観の創造を促します。

◆優れた文化遺産を継承し活用するまちづくり

世界遺産や国宝をはじめ、優れた文化遺産を継承する地域は、文化財保護施策、産業振興施策、教育施策などと連携しながら、景観形成、街並みづくりなどを促します。また、これからの景観づくりに関する取組を内外に発信することにより、観光交流の振興に努めます。

◆優れた自然景観を継承し活用するまちづくり

優れた自然景観、自然環境を有する地域は、それを保全・継承するために、都市計画や景観法を活用した施策の他に、自然公園や自然環境保全地域などの環境施策や農林業施策の活用を図ります。

また、それらを余暇・休養の場、体験の場としても活用し、観光交流の振興に努めます。

◆歴史と文化を継承する住民主体の景観形成

城下町の風情を残す屋敷町や農業・漁業で栄えた市街地など、優れた歴史的価値を有する街並み・建築物、自然と生活の営みによって作りだされてきた文化的景観等を地域住民がその価値を認め合い、大切に保全・ルールづくり等を通じて、地域の特性を活かした住民主体の景観の保全、形成を促します。

2-7 災害に関する方針

2-7-1 基本的な考え方

◆都市災害の防備

地震による建物倒壊や火災による延焼といった都市災害に強い都市づくりを進める観点から、建物の防火機能・耐震性能の向上を誘導します。

特に密集市街地では、緑地やオープンスペースを創出するよう促すとともに、災害時の応急対策設備の整備を促します。

◆自然災害の防備

自然災害に強いまちづくりを進めるために、津波・高潮災害を軽減する堤防・護岸等の施設、砂防施設・河川堤防等水防施設の整備に努めます。

◆南海トラフ地震等の災害への対応

南海トラフ地震等による津波では、いち早く高台や避難施設（津波避難ビル等）に避難することが命を救うことになるため、避難路や避難場所の整備を図ります。

また、災害応急対策や災害復旧に必要な取組に努め、建築物を高台へ移転することや現在の場所での高層化など予防的対策を進めるとともに、被災後の復興についての検討も進めます。

◆紀南地域の拠点となる救急救援機能の整備

大規模な事故や災害時に備えるとともに、紀南地域に対して緊急時には救急救援の拠点となるよう、救急救援施設の整備や緊急輸送道路・港湾・ヘリポートといった陸・海・空を活用し、都市間・圏域間をつなぐ救急救援ルートの確保に努めます。

◆防災意識の向上

避難場所の確保等と併せて、地震による建物倒壊や大規模火災から人命を守ることが喫緊の課題であることから、自助・共助の考えから地域コミュニティの活動の一環として、避難訓練や地震に対する啓発など積極的な取組を図ります。

また、各種災害に備えるため、ハザードマップの作成をするなど、地域住民が身を守るために必要な情報を公開し、日頃からの防災意識の向上に努めます。

2-8 協働に関する方針

2-8-1 基本的な考え方

◆住民・市町村・県との連携による協働のまちづくり

行政は、まちづくりの窓口としての相談業務にとどまらず、地元に着し、住民と共に活動に参加する協働のまちづくりを進めます。また、より機動性が高く、地域の個性に対応できる柔軟性を備えたまちづくり支援制度の拡充に努めます。

◆地域の個性を尊重した協働のまちづくり

住民自らが地域課題を話し合いによって解決したり、地域の自然環境、歴史文化、生活文化の個性と魅力を発見し、これらを守り伝え、活気づけていく個性豊かなまちづくりを支援します。

また、活発なボランティア活動や地域コミュニティを活かし、まちづくり活動がしやすい住民主体の組織づくりや地域を考える交流の場づくりを支援します。

◆協働のまちづくりを支える情報通信ネットワークの向上

情報通信ネットワークの基盤を活用することにより、各地域や圏域の人々がより緊密に情報を交換・共有することを通じて、協働のまちづくりの気運を高めることを支援します。

◆協働による安全・安心の確保

犯罪を防止するために、一人ひとりの防犯意識の高揚と、地域の連携による防犯パトロール・犯罪危険地マップ作成等の地域住民の自主活動を支援します。

また、防犯に配慮した道路・公園等の整備を図ります。

◆住民によるまちづくりを促す制度の整備

住民主体のまちづくりの基本となる制度として「まちづくり基本条例」や「まちづくり支援条例」等の創設を促します。こうした取組を通じて、災害に強い地域コミュニティの維持・形成に努めます。

また、道路、公園等の都市施設については、地域住民のニーズを十分に踏まえた施設整備や住民による維持管理を支援することで、親しみや愛着ある施設となるよう努めます。

◆協働のまちづくりに関わる人材の育成

自らの地域のまちづくりを自ら担う人材の育成を促すために、まちづくりについての専門的な知識、技能を習得し実践できる研修講座の実施、児童生徒にまちづくりを教育するカリキュラムの導入など、多様な方法によって長期的な人材育成を支援します。

第3章 都市計画区域外について

1 まちづくりの視点

人口・産業の集積がない都市計画区域外は、今後人口流出によって地域のコミュニティが維持できない状況が生じる恐れがあります。それを阻止するためには、そこにしかない個性を磨き、魅力を高め、独自の産業や活発な交流を生み出すまちづくりによって就業の場をつくり、定住を促すことがますます重要になっています。

前章までに示したまちづくりの方針の内、特に都市計画区域外でも共通し、今後のまちづくりの視点となるものを以下に示します。

まちの魅力を活かすまちづくり

・自然、歴史文化などの地域個性あふれるまちづくり

本宮周辺や中辺路周辺の自然と調和した歴史的なまちなみなど地域に残る自然環境・歴史文化を保全・活用し、これらに親しみ潤いある豊かな生活ができるよう、個性を持つ、魅力あふれたまちづくりを進めます。

・地域の個性を見つめ直し、自然・歴史文化・産業を活かし、創造するまちづくり

それぞれのまちが持つ自然の特色や風景、祭りなどの文化的な伝統・伝承、歴史的な蓄積、特色ある産業・産物などを積極的に活かし、他にはない魅力を再生・創造しながら、幅広い交流と価値創造するまちづくりを進めます。

・多様な観光に備えたまちづくり

個人・小グループ型観光や近年急激に増加している外国人観光客など多様な観光形態等に対応するため、観光案内の充実など来訪者の快適性の向上を図るとともに、熊野古道を歩くことで紀伊山地の霊場や参詣道等の歴史・文化を体感できるまちづくりを進めます。

・まちを形成する自然環境の保全

自然の海岸線と海洋への眺望、海浜や港湾の水辺、まちを取り巻く山地・丘陵の山林など周辺の自然環境を保全し、生活の環境や交流・余暇の場として活かすまちづくりを進めます。

また、木材を含めた森林資源の活用を積極的に図り、森林環境の保全と地域産業の活性化の両立を図ります。

安全・安心なまちづくり

・災害に強いまちづくり

地震や津波・土砂災害など各種災害から地域を守るため、ハード・ソフトの両面が充実した災害に強いまちづくりを促します。

・医療・福祉機能を確保するまちづくり

日常の安心を確保し、突発的な災害や事故に対応するために、広域的なネットワークを通じて、医療・福祉サービスを受けることができるまちづくりに努めます。

みんなで考えるまちづくり

・まちづくりを支える人を育てる

自らの地域に積極的に関わり、問題を見つけ、目標を定め、多くの人々の参加を求めながら「まちづくり」を進める人材を育て、活かすまちづくりを支援します。

・まちづくりに取り組む組織の活動を支援する

それぞれの地域で、まちづくりに取組活動する組織を支援するとともに、意欲ある地域において、組織づくりや活動の活発化を促すまちづくりを支援します。

・まちづくりの交流の輪を広げる

各地域で活発化するまちづくりへの取組を、より広く、深く活かすために、まちづくりを支える人々や組織が互いに交流し、情報を交換し、相互に触発しあう場づくりを支援します。